

# 熱中症警戒アラート発令時における 施設使用料還付について

熱中症対策として、以下の場合には施設利用料を還付します。

期 間：令和8年4月22日(水)～令和8年10月21日(水)

対 象：利用日に岡山県で熱中症警戒アラートまたは  
熱中症特別警戒アラートが発令されている場合  
(熱中症警戒アラート発表時刻は、前日17時と当日5時)

中止の連絡は  
6～9時の予約  
→使用前日19時まで  
19時以降の予約  
→使用当日19時まで



中止する場合：使用する公園へ利用開始時刻前までに連絡してください

還付手続き：使用許可書兼領収書の提示が必要となります

対 象 外：利用途中での中止、各種チケット、グラウンド・ゴルフ場年間パスポート



(公財) 倉敷市スポーツ振興協会